

## 令和 2 年度十和田市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、十和田市（以下「市」という。）が行う市内の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針は、市の全ての機関が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する特例子会社

イ 次に掲げる要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所

① 障害者の雇用者数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達の対象品目等

### (1) 物品

食品類、農産物類、木工製品、縫製品、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

施設・公園等の除草、清掃作業、分別・回収作業、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

(2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等について、定期的に情報収集を行い、庁内での情報共有に努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の活用を努める。

## 7 調達の目標

市は、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の計画的な推進と、調達実績額が前年度を上回るよう努めるものとする。

## 8 調達実績の公表等

(1) 各部局は、毎会計年度終了後、速やかにこの方針に基づく調達実績を生活福祉課に報告する。

(2) 生活福祉課は、各部局からの報告を取りまとめ、速やかに市ホームページ等により公表する。

### 附 則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。